

(仮称) 小野市小学校就学前子どもの保育の必要性の認定及び保育の実施に関する条例案 / (小野市保育所における保育に関する条例、同条例規則を全部改正)

国において検討(最終段階)されている基準		関係法規	小野市における対応について(検討案)
保育の必要性の認定に係る事由	児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育できないと認められる場合 (同居に親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能)	子ども・子育て支援法 第19条第1項第2号・第3号、第20条第1項～第4項。 【同法施行規則】	国の基準による
	① 就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応。 ・居宅内の労働(自営業・在宅勤務等)を含む。 【保育標準時間】就労時間：月212時間超～292時間以下(平均275時間/月) 【保育短時間】就労時間：下限時間(月48～64時間の範囲で各自治体が定める時間)～月212時間以下(平均200時間) ※1か月の保育必要量の考え方 1日11時間(8時間)×300日/12ヶ月=275時間(200時間) 1日11時間×6日/7日(週)×31日=292時間 1日8時間×6日/7日(週)×31日=212時間		① 国の基準による
	② 妊娠中である又は出産後間がないこと		② 国の基準による
	③ 疾病にかかり(負傷し)又は精神若しくは身体に障害を有していること		③
	④ 同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること		④
	⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること		⑤
	⑥ 求職活動(起業準備を含む)をしていること		⑥
	⑦ 就学(職業訓練学校等における職業訓練を含む)していること		⑦
	⑧ 虐待やDVの恐れがあること		⑧
	⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		⑨
⑩ その他の上記に類する状態として市町村が認める場合 ※ ①就労以外も、保育標準時間と保育短時間の区分を設けることを基本とする。ただし②妊娠・出産後、⑤災害復旧、⑧虐待・DVの恐れは区分を設けない。	⑩ その他の上記に類する状態として市町村が認める場合(検討中) ※ 国の基準による		

保育時間	保育標準時間	1 1 時間 * 超えた時間については、延長保育にて対応
	保育短時間	8 時間 * 超えた時間については、延長保育にて対応
	就労下限時間	月 4 8 時間～6 4 時間以下の範囲

保育の必要量	保育標準時間	国の基準による
	保育短時間	国の基準による
	就労下限時間	月 4 8 時間以上(国基準範囲内で最大緩和値)と定める

優先事由	① ひとり親家庭
	② 生活保護世帯
	③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
	④ 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
	⑤ 子どもが障害を有する場合
	⑥ 育児休業明け
	⑦ 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
	⑧ 小規模保育事業などの卒園児童
	⑨ その他市町村が定める事由

優先事由	①
	②
	③
	④ 国の基準による
	⑤
	⑥
	⑦
	⑧
	⑨ その他市町村が定める事由(検討中)